

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくること
によって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行
動計画を策定する。

1 計画期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 内容

目標 1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険
諸制度の周知や情報提供を行う。

[対策]

- 平成 25 年 4 月～ 広報誌活用による周知
- 平成 25 年 4 月～ 制度に関するパンフレットの配布と相談の実施

目標 2 所定外労働の削減と年次有給休暇の取得促進を図る。

[対策]

- 平成 25 年 4 月～ 広報誌活用による周知
- 平成 25 年 4 月～ 所属長等による声かけの実施
- 平成 25 年 4 月～ 就業システムの変更による透明性の確保

目標 3 出産介護休暇、育児休業、育児時間等を取得しやすくするととも
に、職場復帰しやすい環境作りのための整備を図る。

[対策]

- 平成 25 年 4 月～ 周知のためのマニュアルの検討と作成